

軽種馬売買契約書

2023年 月 日

買主 : (購入者) 印

売主 : (提供者) 印

馬名		性別	
血統	父	生年月日	年 月 日
	母	毛色	

売買価格	円 (税込) (うち消費税等 円)	成立日	年 月 日
------	----------------------	-----	-------

買主が共有持分を取得する時期は、共有馬の2歳1月1日又は売買契約締結日のいずれか遅い日とする。

標記の買主と売主とは、上記のとおり共有持分の20分の1の売買契約を締結した。

記

【軽種馬売買契約特約条項】

第1条 (軽種馬売買契約の成立と共有馬管理等に関する特約)

澤風哉が売主となり、その所有競走馬の共有持分権（1頭20口の共有持分権。以下これを「共有持分権」といい、当該競走馬を「共有馬」という。）について、地方競馬全国協会（NAR）の馬主登録を既に受け、又はこれを受ける見込みのある購入希望者を買主として、両者間で軽種馬売買契約書（以下「売買契約」という。）を取り交わして売買契約が成立した。販売者及び買主双方は、かかる共有馬の売買に関わる取り扱いについて規定した本特約条項が売買契約に付帯しその一部を構成することに同意する。

第2条 (共有代表馬主の権限と義務及び共有馬管理等に関する覚書)

共有者は共有代表馬主に対し下記の権限を与える。

- (1) 預託厩舎と育成場の決定
- (2) 競走馬登録
- (3) 入厩と退厩の可否の決定
- (4) 去勢の可否の決定
- (5) 主催者等から賞金その他名目を問わず馬主に対して交付される金員および賞品等を受領、保管し、並びにこれらの金員を共有者らに対しその共有持分に応じて配分すること
- (6) 共有代表馬主が受領した金製品を処分し、この代金を共有者らに対しその共有持分に応じて配分すること
- (7) 募集馬の飼養に係る費用を共有者らに対し共有持分に応じて請求し、これを受領、保管すること並びにこれらを費用の支払いにあてること
- (8) 調教、出走、騎手、怪我または疾病時の治療について、預託先調教師や関係者と協議のうえ決定すること
- (9) 競走馬としての登録を抹消する時期を決定すること
- (10) 登録抹消後の処分方法と処分する際の価格の決定、並びに処分対価を受領し、これを共有者らに対しその共有持分に応じて配分すること
- (11) やむを得ない事由により共有代表馬主を変更するにあたり、新共有代表馬主を選任すること
- (12) その他、上記に関連する事項

第3条 (入会・会費について)

買主は UMAUMA オーナーズクラブ(以下、当会)への入会を必須とし、代表馬主が定める所定の手続きを行うものとする。
入会費・月会費は無料とする。

第4条 (事務委託・月次事務費について)

共有代表馬主は、事務全般の取扱を株式会社 UMAUMA (以下、事務局)に委託する。
また、買主は、月次事務費として1口あたり月額 1,000 円(消費税別)を事務局に支払う。

第5条 (売買代金の支払)

募集馬の共有持分(以下「持分」という)の購入を希望する馬主(以下共有者とする)は当会ホームページ上から募集馬の持分購入の申込をなし、当該募集馬に定められた購入代金を当会が指定する銀行口座へ振り込む方法によって支払うものとする。(振込手数料は共有者の負担とする)。なお購入代金の支払方法は一括払いとし、当会が指定する期間内に支払いを完了させるものとする。所定の前入金を入金した時点で当該共有馬の持分を取得し、当会から持分証明の発行を受ける。

第6条 (維持費の支払)

所属馬の維持費発生時期については募集馬によって異なる。各募集馬詳細ページをお読みください。また、維持費については共有者がその持分に応じて負担し、前月分を当月(当月請求をした日から起算して2週間以内、金融機関休業日にあたる場合は翌営業日)までに当会が指定する銀行口座へ振り込む方法によって支払うものとする。なお、振り込み手数料は共有者の負担とする。維持費には育成費・預託料・馬主会共済会費・輸送費・治療費・その他費用を含む。共有者は持分権を放棄することにより維持費の支払いを免れることはできない。

第7条 (競走馬保険・共済掛金)

当会の所属馬は、競走馬保険に原則加入しないものとする。代表馬主は、可能な場合に馬主会に入会し馬主会共済に入ることとする。但し、当会が必要無しと判断した場合には、この限りではない。馬主会の共済掛金は、第6条の維持費に含まれる。用途変更等により発生する共済見舞金は、持分に応じて共有者に支払われる。

第8条 (配当・分配)

共有者に対する賞金の配当は、所属馬が獲得した賞金(出走手当、着外手当、その他各種手当等を含む)から進上金、源泉徴収税、事務手数料(本賞金・付加奨励金の3%)を控除した金額を持分に依りて精算、月単位でプールし当月の預託料との相殺の残額を各共有者の指定口座に振り込みの方法により支払うものとする。
所属馬が獲得した主催者提供の賞品・副賞のうち、分配できるものは分配して配当する。
前記以外の賞品及び冠スポンサー提供の寄贈賞品については、当会の帰属とする。

第9条 (引退・抹消)

当会共有馬のうち引退した牡馬が売却可能な場合には、その売却を共有代表馬主に委託するものとし、この売却代金は全額、共有持分に依りて共有者に支払われる。但し、当該牡馬が引退後、種牡馬となる場合には、共有代表馬主はその売却代金の60%相当額を共有者に対し、その共有持分に依りて配分するものとする。
当会共有馬のうち、牝馬の引退時期は6歳3月を最終限度とする(ただし、共有代表馬主の判断により延長可能)。
牝馬が引退する場合には、その競走成績の如何にかかわらず、共有代表馬主は当会に対する意思表示により本馬の共有持分所有権を代金の10%の価額で買い戻すことができる。
当会共有馬が競走馬として登録を抹消された時は、上記で述べた手続きが全て完了した時点で本オーナーズ会も当然消滅する。

第10条 (規約違反・契約不履行)

当会共有者が飼養費など共有持分に依りて負担額の納入期日から3ヶ月以上納入義務を履行しない時、及び馬主登録を抹消された場合には、その共有者は本馬の共有持分所有権を共有代表馬主に対し無償で譲渡したものとする。当会共有者が本規約に違反するなどして、当会の円滑な運営を妨げた場合には、この共有者に対し当会は、退会を求めることができる。

第11条 (共有持分の譲渡)

当会共有者が共有持分の譲渡を行う場合は事務局に事前の承認を得て、所定の方法に従い行うものとする(名義書換手数料 20,000 円(消費税別)/一口当たり)。

第12条 (代金の返還・保証)

当会共有者が納入した、共有持分購入代金、預託料、保険料、月次事務費、運営手数料等は、理由の如何にかかわらず返還されないものとする。仮に共有馬が死亡他の事由により競走能力を喪失し、未出走や未勝利で引退せざるを得ない場合でも、馬代金の返還や代替馬の充当はないものとする。

第13条 (管轄権を有する裁判所)

当会に関する紛争について訴訟等の裁判手続きを行う場合、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とする。